

見直し後の地域福祉計画の概要

【基本理念】

健康で安心して暮らすことができるまち南相馬（復興総合計画の基本指針）

～ 地域で生活する人々の助け愛、支え愛 ～

【基本目標】

地域の力を活かした地域福祉活動の活性化を推進します

【基本施策】

市民の相互協力による福祉のまちづくりの推進

高齢者、障がい者、子育て家庭など支援が必要な方々に対し皆が関心を持ち、地域で助け合う福祉のまちづくりを行う

地域福祉を支える基盤の確立

市民誰もが地域の一員として、ともに支え、ともに歩む福祉意識を持ち、人材育成や組織の連携、既存施設を拠点に捉えるなどの有効利活用を通じて、一人ひとりの地域福祉を支える基盤づくりの推進

安心して暮らすための生活支援の充実

介護が必要な高齢者や障がい者、介護している家族への支援など、助けを必要としている人々に対して、総合的な福祉サービスを提供

【施策の方向】

地域における施策

- 1 地域での支えあい・ふれあい活動の推進
 - (1) 住民相互の支えあい活動への支援
 - (2) 地域活動主体の連携強化
 - (3) **新たな地域コミュニティ構築への支援**

- 2 地域の見守り活動の推進
 - (1) 隣組等の地域組織活動の推進
 - (2) 関係機関と行政との連携

- 3 災害時における市民相互支援ネットワークの構築
 - (1) 講習会等の実施
 - (2) 災害時支援体制の構築
 - (3) **福祉避難所の充実**

福祉避難所の指定関係

関係団体による施策

- 1 社会福協協議会や地域組織、事業者などとの連携
 - (1) 社会福祉協議会の周知
 - (2) 社会福祉協議会の機能強化

- 2 福祉ボランティアの充実・NPO活動の推進
 - (1) 各種団体への支援
 - (2) 活動参加の呼びかけ
 - (3) **地域福祉の将来の担い手による活動**
 - (4) **外部ボランティア・NPOの活用**

- 3 支えあい・助け合う福祉意識を育む
 - (1) 交流の促進
 - (2) **地域における活動の紹介**
 - (3) 福祉教育の充実

地域活動・交流事業等の紹介

- 市民の役割（自助）
- 地域の役割（共助）
- 市の役割（公助）

各役割の実践

復興総合計画との連携関係

担い手の活動の推進関係

ボランティア活用関係

法律の制定

復興総合計画との連携関係

ハード・ソフト面の施策

- 1 総合的な相談体制の充実
 - (1) 相談機能の整備
 - (2) **地域包括ケアシステムの構築**
 - (3) 広報体制の充実

- 2 人権尊重の社会づくりの推進
 - (1) 成年後見制度の周知・利用の促進
 - (2) 虐待防止のネットワーク整備

- 3 人にやさしいまちづくりの推進
 - (1) ユニバーサルデザインの推進
 - (2) バリアフリーの推進

- 4 生活支援の充実
 - (1) **生活困窮者の自立支援**
 - (2) 要支援者の自立促進
 - (3) 生活保護事業の適切な運営

- 5 **被災者への支援の充実**
 - (1) **被災者の生活再建の取り組みへの支援**
 - (2) **仮設借上げ住宅入居者の見守りの実施**